

令和5年度

三田市高齢者インフルエンザ予防接種を受けられる人へ

三 田 市

下記対象者に該当する人は、インフルエンザ予防接種を自己負担金1,500円で受けることができます。この予防接種は、インフルエンザの発症と重症化の予防に効果が認められています。

この予防接種は義務ではなく、対象者本人が希望される場合に限り予防接種ができます。(必ず本人の意思確認が必要となります。)

| | |
|--------------------|--|
| 対 象 者 | 三田市に住民登録がある人で ・ 65歳以上の人（接種日当日） ・ 60歳～65歳未満であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（これらの疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人） |
| 実 施 期 間 | 令和5年10月1日～令和6年1月31日 |
| 接 種 回 数 | 期間中1回 |
| 実 施 場 所 | 三田市内の実施医療機関（最終ページ参照） |
| 接 種 費 用 (自己負担金) | 1,500円（生活保護世帯の人は、生活保護受給証明書を医療機関窓口へ提出すると無料です） |

※三田市外に住民登録がある人は、住民登録のある市町村にお尋ねください。

1. 予防接種を受ける時に必要なもの

①三田市民であること、対象年齢であることが確認できるもの [マイナンバーカード、健康保険証（住所の記載があるもの）、介護保険被保険者証、運転免許証など]

②接種費用

③予防接種予診票兼接種券（このリーフレット内のもの）

2. 注意していただくこと

①65歳以上の方は通常、毎年1回の予防接種で効果があります。

②インフルエンザの流行時期に間に合うよう、なるべく12月中旬までに受けてください。



① この説明書をよく読んでインフルエンザ予防接種の必要性や副反応について十分理解してください。



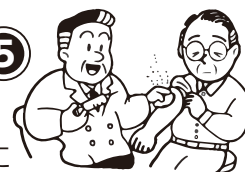
② 予診票は接種を受ける人が責任をもって記入し、正しい情報を医師へ伝えてください。**消えないボールペンで**記入してください。



③ 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。記入もれの場合は受けられませんので注意してください。



④ 接種場所で体温を測り、医師の診察を受け、当日、接種を受けられるか判断します。



⑤ 接種可能と診断された人は、医師の説明を十分に聞き納得できれば予診票に署名し接種を受けます。**納得できない場合は接種を受けないでください。**署名がない場合はこの制度による接種は受けられません。

1. インフルエンザ予防接種について

(1) インフルエンザとは

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染し、潜伏期間は24～72時間とされています。

インフルエンザの流行は、例年12月から3月が中心です。

典型的なインフルエンザの症状は、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、などが突然あらわれ、これに咳、鼻水の症状がつづき、約1週間の経過で軽快します。普通の風邪に比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することがあります。

(2) インフルエンザの予防接種について

インフルエンザ予防接種の効果は、感染予防だけでなく、重症化予防と死亡率低下です。高齢者では、約34～55%の発病を阻止し、約82%の死亡を阻止する効果があったと報告されています。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。過去の発生状況から考えて、一般的には10月から12月中旬までに接種を受けておくことが効果的です。

(3) 接種後の副反応について

接種した場所が赤く腫れる、痛みが続く、軽微な発熱、頭痛、またまれにじんましん、かゆみなどが見られることがあります。通常は2～3日程度で症状がおさまります。このような症状が強く出てしまった場合は、すぐに医師に相談することで、適切な治療を受けることができます。

重い副反応としてはアナフィラキシー（※接種後30分程度～4時間以内に起こるじんましん、呼吸困難、咽頭や口唇の浮腫を伴う重いアレルギー反応）、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、肝機能障害、黄疸、喘息発作等があります。接種後に接種した場所の異常な反応、体調の変化、高熱、けいれんなどの症状が出た場合は速やかに医師の診察を受けてください。

(4) 健康被害の救済制度について

予防接種の副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）は極めて稀ですが、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市は健康被害に対する給付を行います。給付内容の種類には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料があります。

また、認定に当たっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審議会で、因果関係を判断する審査が行われます。

2. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意……以下の注意を守って予防接種を受けてください

- ①インフルエンザ予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解してください。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に医師や看護師、市の健康増進課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ②当日はいつもと体調が変わらないか十分に気をつけてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ①接種当日、明らかに発熱のある人（一般的に37.5℃以上の場合を指します。）
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
アナフィラキシーとは、ひどい全身アレルギー反応のことで、通常接種後約30分以内におこることが多いです。
- ④インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状がでたことがある人
- ⑤その他、診察の結果、医師が接種不相当と判断した場合

(3) 予防接種を受ける前に医師とよく相談しなければならない人

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ②過去にけいれんの既往のある人
- ③過去に免疫不全の診断がされている人及び先天性免疫不全症の人が近親者にいる人
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

(4) 他の予防接種との関係

インフルエンザと他の予防接種（生ワクチン・不活性化ワクチン）との同時接種は、医師が特に認めた場合に受けることができます。また新型コロナワクチンのみ、インフルエンザワクチンと同時に接種を受けることができ、接種間隔の規定はありません。

3. 予防接種を受けた後の注意事項

- (1) ワクチン接種後24時間は健康状態の変化に注意しましょう。特に予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動は避けましょう。
- (3) 予防接種当日の入浴は差し支えありません。
- (4) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。